



二万人の会員で「戦争と暗黒政治」を阻止しよう

国賠同盟県本部会長 白根澤 澄子

6月19・20日、治安維持法賠償同盟第41回全国大会が開かれました
一橋大学渡辺治名誉教授による記念講演
「治安維持法公布100年と日本国憲法」を聞きました
「戦争と暗黒政治をめざす策動が進行しているが」
「9条の会だけで数千、国賠同盟も全国に」あり
「79年憲法を堅持し、戦争しない国を維持してきた」
「戦争と暗黒政治への企み」は「潰すことは可能」
私たちのこれまでの、そしてこれから運動に
自信と確信をもたらしてくれる講演でした

国賠同盟全国大会の特徴は、討論の発言が多いことです
出席者の約3分の1にあたる44人が発言しました
選挙、基地、万博、災害等の発言は
会員の関心、活動が幅広いことを示しています
会員や支部を増やしたり、署名の自主目標を
達成した都道府県からの発言は、元気いっぱいです
犠牲者の顕彰活動も各地で行われています
高校生の子どもに治安維持法をどう話すか

(次頁へ続く)



「不屈」No. 601付録
山形県版 No. 419
治安維持法犠牲者
国家賠償要求同盟

山形県本部
〒994-0073
天童市寺津263
瀬野幸男方
TEL. FAX.
023-654-3255

- 私たちの運動の基本
- ふたたび戦争と暗黒政治を許さないために
- ①治安維持法体制の復活に反対する。
 - ②国は、戦前の治安維持法が、人道に反する悪法であつたことを認めること。
 - ③国は、治安維持法犠牲者に、謝罪と賠償を行うこと。

第41回全国大会で発言する白根澤
澄子会長（6月20日東京・平和と労
働センター）

工夫しているという発言もありました

「戦争と暗黒政治への企み」を許すわけにはいかない

会員を2万人にしていかなければと思つた全国大会でした

-2-

△全国大会での白根澤澄子

県本部会長の発言

「犠牲者本人のいない同盟活動」と運動の継承について発言します。

今回の大会議案に「犠牲者本人のいない同盟活動について議論を開始しよう」という提案がなされました。

治安維持法の犠牲者がどなたもおられなくなるという事実がすぐそこに来ていることはわかつていますが、それで国賠同盟の運動が変わる、又は変えなければならないというような声は、山形県ではこれまでほとんど聞かれませんでした。大会議案の提案を受けて、6月2日の理事会で山形県の役員の方々はどのように考えていたのか、意見をお聞きしました。

その結果、みなさんの考えをまとめると、「犠牲者がいなくなつてもやることは同じではないか。運動は今まで通りにやっていきたい。名称

は今のものしか考えられない」といふものでした。犠牲者と犠牲者でない私たちが「犠牲者への謝罪と賠償」を求め、「再び戦争と暗黒政治を許さない」をスローガンに運動を重ねない同盟活動について議論を開始しようと共に、政府に過去を清算させて戦前を繰り返させない運動でした。過去を問い合わせながら、現在と未来の平和と民主主義を守る運動だったのです。ですから山形県の役員の方々は、犠牲者への謝罪・賠償が実現しないことと現在の平和と民主主義の危機的状況から、国賠同盟の運動は継続していかなければならないものだととらえているのだと思います。

この理事会の時に、県の瀬野事務局長から「犠牲者がいなくなつた場合、賠償が問題になるのではないか」という発言がありました。犠牲者本人ではない第三者が犠牲者への謝罪・ジ

賠償を求めていくという運動が可能なかどうか、私はそこがわからぬので知りたい、そう思つて全国大会に来ましたが、今日手にした国賠同盟の『学習テキスト 治安維持法とは何か』を見ましたら、中央としての方向性が示されていました。「治安維持法犠牲者がいなくなつた場合どうするか：世界の趨勢は戦時賠償権を2世、3世の遺族が相続するのが一般的な流れとなっています。私たち日本の治安維持法国賠同盟も、そういう方向で対応していくたいと考えています」。山形県の役員の考え方と合致し、私もそのような方向でいいのではないかと思いますが、改めて役員、会員の方々の意見を聞いていきたいと思います。

次の世代に運動を継承していくための会員獲得は、思うように進んできません。会員は2年前の全国大会から30名減となっています。私自身は国賠同盟の活動を楽しいと思っています。治安維持法の犠牲者は、国民主権を求め、戦争に反対し、労働者や農民の暮らしや権利を守り、ジ

エンダー平等を求めた人々です。又、普通にくらしていただけなのに思想、言論、集会・結社、信教の自由を奪われた人々です。日本国憲法第97条に「この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の成果であつて：」とあります。しかし、犠牲者について学ぶことは憲法にいうところの「自由獲得の努力」を学ぶことだらうと思います。そして、「再び戦争と暗黒政治を許さない」と運動していることは、憲法第12条に「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不斷の努力によつて、これを保持しなければならない」とあるところの、「自由・権利を守る不断の努力」に当たるのではないかと思います。

「基本的人権につながる努力を学び、基本的人権を守る努力をする」、これが、私が国賠同盟の活動が楽しいと思つてゐることであり、国賠同盟の魅力ではないかとも思ひます。この国賠同盟の魅力を伝えることが会員を増やす力になるのではないかと思つています。以上です。

第41回全国大会に参加して

県本部副会長 菊池 喜英

われた人々です。日本国憲法第97条に「この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる

県本部理事会の推挙を頂き、はるかに遠く離れた地で、初めて全国大会に参加いたしました。総じて、全国の活

動、取り組み、気概を思い知らされ
る大会となつた。

吉田万三会長は、

「第41回大会は治
安維持法100年
の節目を前にした
大会であり、大き
な時代の節目にさ
しかかつた時期に
開かれる大会」と
述べました。沖縄

県議選にもふれ、

根強い経済要求の

存在があるとした。

自公政権が沖縄支 本部参加者

暖を「デニリ知事」とから一歩

「元氣の知事力が良」

しほりこんできたことは、会員の

なさんも記憶にあることでしょう。

そして、デニー与党の共産党的議席は

41回 全国大

同聲共響：德法學術關係研究（1949—1989）



連載 山形のたたかいと抵抗の歴史(3)

一山形県における治安維持法下の運動と弾圧の概要

山形に民衆に寄り添つた裁判官がいた

〈山形地方裁判所赤化事件〉

この論文は、山口実「山形地方裁判所赤化事件—福田力之助先生を偲んで」(『山形近代史研究』第5号へ1983・8)に基に要約したものです。

1. 事件の概要

日本共産党は度重なる弾圧にもかかわらず、満州事変が起つた1931年に「赤旗」を再刊し侵略戦争反対の活動をしていた。32年には5月に決定した「日本における情勢と日本共産党の任務にかんするチーナ」(32年チーナ)にもとづき活動を遂行する全国的な態勢を整えるために熱海に全国活動者会議を招集した。10月30日未明、11名の代表者が検挙され、同時に全国一斉に党指導部をはじめ2543人の党員、全協の活動家等が逮捕された。

この事件の取調べの過程で東京地方裁判所の尾崎陸(のばる)判事が党

員であることが判明、同地裁の司法官試補坂本忠助、同地裁の4名の書記西館仁、坂田正次、山本麓樓、小田切輝次らとともに検挙、逮捕された。東京朝日新聞は11月23日夕刊で「裁判所赤化事件」として報道した。

これとは別に33年2月22日、長崎

で摘発された全国労働組合協議会(全協)及び無産者消費組合事件の捜査か

ら、長崎地方裁判所の為成養之助判事、同地裁雇の山本逸雄が検挙、逮捕された。また、東京地裁の西館らの取調べから、同年3月17日札幌地方裁判所の瀧内禮作判事が自宅で、福田力之助判事が鶴岡の自宅で逮捕された。

3月23日山形地方裁判所鶴岡支部の

成判事(東京帝国大学)の学生時代に培われた思想形成と東京地裁内につくられた社会科学研究会の活動であつた。

引状を持ってきて自動車に乗せられ山形警察署に留置、吉江検事が丁重に訊問したという。

こうして検挙、逮捕された12名のうち、東京地裁書記の坂田正次、山本麓樓、小田切輝次を除く9名が起訴され、公判の結果、いずれも有罪となつた。彼らは共産党員として、あるいは共産党への資金カンパ、活動への支援、党員への協力を行つたことなどが、治安維持法違反事犯として摘発、検挙、処罰された。

2. 東京地方裁判所

社会科学研究所

この事件は、東京地方裁判所、山形地方裁判所、長崎地方裁判所、それぞれの内部で社会科学研究会、あるいは読書会などを組織し、共産党的活動に協力したものであるが、その発端は尾崎判事(早稲田大学)、為成判事(東京帝国大学)の学生時代に

この事件のところ

方裁判所の尾崎陸(のばる)判事が拘

灌内禮作は1928年東北帝國大学法学部を卒業、高等試験司法科に合格して司法官試補となり、その司法官試補修習時代に同僚だった為成養之助の思想に共鳴した。そして東京地裁勤務の時、為成判事、西館書記らと社会科学研究会がつくられ、そこに尾崎判事も参加することになった。

3. 山形地方裁判所グループ



福田力之助

灌内判事は

31（昭6）年5月に山形地裁

書記の常井直

へ転勤。彼は、

俊、雇の白井

十四雄らと語

らつて社会科学研究会をつくり、東京方面と連絡をとつて、カンパ活動などを続行する、そこに、福田判事も参加するようになつた。しかし、

灌内判事は山形地裁勤務1年5か月後の32年10月に札幌地裁に移つた。

福田力之助は1897（明治31）年8月17日東京に生まれる。苦学して青

山師範学校を出て小学校の教師をしながら中央大学夜間部で法律を学び、裁判所予備判事、福島地方裁判所を経て、28年11月山形地方裁判所の判事、32年12月20日同地裁鶴岡支部判事となる。そして33年3月23日治安維持法違反で逮捕、同4月東京地方裁判所予審部へ護送されることになる。

福田判事は4年半近く山形県で勤務し、当時の疲弊した農村、農民の窮乏生活を、職務を通じて身をもつて知っていた。そこに、灌内判事が山形へ赴任してきた。灌内判事ははじめ家がないので福田判事は家の離れの六畳間に下宿させた。満州に戦雲たなびき、東北の農民は窮乏に泣く、県内農民運動も盛んであった。こうした時流の中で福田判事と灌内判事の心は結びついでいた。若い灌内判事は所内で若い職員を誘つて組織していく。一般職員と仲良くすることを心がけていた福田判事は年

齢や職制の垣根を超えて結びつきができる、次第に灌内判事を中心とする判検事登用試験に合格。司法官試補となり、27年判事に任官、仙台地方裁判官として知っているから、恐らく捕まつたら生かしちゃおかないというぐらいの考えは漠然ともつていた。だから捕まつたら殺されるかも知れなけれど、それはやはり人間として生甲斐だーというふうな悲壮な気持ちはもつていた。

「出征兵士を送った時、鉄砲に白衣をまいて若い兵士たちが目の前を通りて行く。多分生きては帰れぬだらう。王道樂土をつくるのだといふようだが、見送る母親の姿を見て、萬歳、萬歳と歩調をとつて元気目に涙を浮べてる。日本国民はいつたいどうなるのだ、と思ったものだ」「そんな姿を見て次第に社会問題に関心を向け、命を賭けて農民の解放運動を行つてゐる人々に同情して共产党の活動を支援するようになつたんですね」と語つてゐる。

求刑、第一審判決、上告・控訴審判決

4. 公判・求刑

第一審の公判は尾崎、坂本、西館の東京グループ、瀧内、福田、常井、為成、山本の白井の山形グループ、

所属裁判所	氏名	年齢	求刑	第一審判決	控訴審判決
◆民事部判事	尾崎 陞	31	懲役 10年	懲役8年 未決300日	懲役6年
▲民事部判事	瀧内 禮作	30	懲役 6年	懲役5年 未決200日	懲役3年
◎鶴岡支部 判事	福田力之助	38	懲役 4年	懲役3年 未決90日	懲役2年
○民事部判事	為成養之助	31	懲役 6年	懲役5年 未決200日	懲役3年
◆司法官試補	坂本 忠助	35	懲役 3年	懲役2年 執行猶予3年	
◆予審部書記	西館 仁	32	懲役 10年	懲役10年 未決200日	懲役8年 予防拘禁
◎書記	常井 直俊	24	懲役 3年	懲役2年 執行猶予4年	
◎雇員	白井十四雄	23	懲役 3年	懲役2年 執行猶予4年	
○雇員	山本 逸雄	24	役懲 3年	懲役2年 執行猶予4年	

◆元東京地方裁判所 ▲札幌地方裁判所 ◎元山形地方裁判所 ○元長崎地方裁判所

長崎グループに分けて行われた。東京の第一グループが1934(昭9)年2月5日、山形の第二グループが同2月7日、長崎の第三グループが

同2月9日に行われ、同9日直ちに各被告に対し求刑、翌2月10日判決といふスピード裁判で判決が言い渡された。

5. 戦後の福田力之助

福田力之助は服役出所後、瀧内禮作と共に鈴木義男弁護士(東北帝大時代の瀧内の恩師)事務所に勤め法律事務に当り戦時下を過ごした。

戦後福田は自由法曹団の弁護士として、三鷹、松川事件などの弁護人を務め、労農運動、民主化運動の支援のみならず、広く人権擁護に活動された。山形で起こった「ジーク供給豆争議弾圧事件」には東京から駆けつけて弾圧犠牲者の弁護、救援に当たった。また、東京五区日本共産党後援会会長として奮闘。1974年(昭49)年から8年間、治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟中央本部会長を務めた。

1982年3月23日死



6月23日、沖縄全戦没者

追悼式「平和の詩」朗読

「これから」



沖縄県立宮古高校

3年

仲間 友佑さん

短い命を知つてか知らずか
蟬(セミ)が懸命に鳴いている
冬を知らない叫びの中で
僕はまた天を仰いだ

あの日から七十九年の月日が
流れたという

今年十八になつた僕の
祖父母も戦後生まれだ
それだけの時が
流れたというのに

あの日

短い命を知るはずもなく
少年少女たちは

誰かが始めた争いで
大きな未来とともに散つて逝った

大切な人は突然

誰かが始めた争いで
夏の初めにいなくなつた
泣く我が子を殺すしかなかつた
一家で死ぬしかなかつた
誰かが始めた争いで

常緑の島は色を失くした
誰のための誰の戦争なのだろう
会いたい、帰りたい
話したい、笑いたい

そういくら繰り返そうと
誰かが始めた争いが
そのすべてを奪い去る

誰かが始めた争いで
心に落ちた
暗い闇はあの戦争の副作用だ
かすかな光さえも届かぬような
絶望すらもないような
怒りも嘆きも失くしてしまいそうな
深い深い奥底で

懸命に生きてくれた人々が
今日を創った
今日を繋つなぎ留めた
両親の命も
僕の命も
友の命も
大切な君の命も

すべて

心に落ちた

あの戦争の副作用は
人々の口を固く閉ざした
まるで

戦争が悪いことだと
言つてはいけないのだと
口止めするように

戦争が悪いことだと
言つてはいけないのだと
口止めするように

思い出したくもないほどどの
あの惨劇がそうさせた
僕は再び天を仰いだ
抜けるような青空を

飛行機が横切る
僕にとつてあれは
恐れおののくものではない
僕らは雨のように打ちつける
爆弾の怖さも

戦争の「せ」の字も知らない
けれど、常緑の平和を知つている
あの日も

海は青く
同じように太陽が照りつけていた
そういう普遍の中にただ
平和が欠けることの怖さを
僕たちは知つている

人は過ちを繰り返すから
時は無情にも流れていくから
今まで人々は
恒久の平和を祈り続けた
小さな島で起きた
あまりに大きすぎる悲しみを
手を繋(つな)ぐように
受け継いできた

それでも世界はまだ繰り返している
七十九年の祈りでさえも
それでも変わらないのなら
もつともつとこれからも
僕らが祈りを繋(つな)ぎ続けよう
限りない平和のために
僕ら自身のために
紡ぐ平和が
いつか世界のためになる
そう信じて

今年もこの六月二十三日を
平和のために生きている
その素晴らしさを噛みしめながら

「赤旗」6月24日付より転載

山形県本部第三十八回大会開催

7月6日、山形県本部第38回大会が山形市南部公民館で開かれました。午前の小松実国賠中央本部副会長の記念講演「いまにつながる治安維持法体制に決着

を」には同盟会員でない人々を含め55名参加、午後からは37名の代議員で第38回県本部大会を開催。すべての議案と24年度県本部役員を満場一致で採択。最後に次の「特別決議」を採択しました。(詳細は次号「不屈」に掲載します。)

全国2万人、山形県400人の会員で、戦争する国ではなく、平和と民主主義が花開く日本を切り開いていきましょう

岸田政権による「戦争する国づくり」が加速しています。経済秘密保護法を成立させ、地方自治法や防衛装備移転3原則、防衛省設置法を改悪し、大軍拡、戦争準備を進めています。

「戦争する国づくり」の大本には、戦前の治安維持法体制において戦争と弾圧の役割を果たしてきた勢力が、戦後責任をきちんと問われることなく国の中核に復権してきたことにあります。それでも、戦前のような人権を抑圧する体制は、戦後つくられていません。それは、平和と民主主義を理念とする日本国憲法があり、それをよりどころに生活、平和、権利を守る国民の運動があったからです。9条の会が全国に数千つくられ、多数の民主団体があり、国賠同盟も全国に組織され「ふたたび戦争と暗黒政治を許さない」と活動してきました。とりわけ国賠同盟は、「戦争する国づくり」の根本にある戦争と弾圧の歴史への無反省に目を向け、これを正そうとしてきました。その結果憲法は変えられることなく、日本は戦争しない国を維持してきました。

岸田政権の「戦争する国づくり」の総仕上げは、9条改悪と緊急事態条項の創設です。危険は高まっていますが、それを打破る力は国民の中に存在し、国賠同盟もその一翼を担っています。全国2万人、山形県400人の会員を築き、9条の会や民主団体とも協力して憲法改悪をやめさせ、戦争する国ではなく日本国憲法が掲げる平和と民主主義が花開く日本を切り開いていきましょう。以上、決議します。

2024年7月6日

治安維持法犠牲者国家賠償国賠同盟第38回山形県本部大会